

【諮問第 5 号】

市長保護義務者適用関係書類非公開の件

60 川公審第 13 号

昭和 60 年 10 月 5 日

川崎市長 伊藤 三郎 殿

川崎市公文書公開審査会
会 長 山 田 二 郎

公文書の閲覧等の請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

昭和 60 年 5 月 21 日付け 60 川衛保第 135 号で川崎市長から諮問のありました公文書の閲覧等の請求拒否処分に関する不服申立て（市長保護義務者適用関係書類非公開の件）については、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

市長保護義務者適用関係書類を非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、不服申立人本人が精神病院に入院するに際しての川崎市長保護義務者適用に関するすべての公文書について、昭和 60 年 4 月 13 日付けで閲覧等の請求を行ったが、当該請求に対して昭和 60 年 4 月 30 日付けで川崎市長（以下「市長」という。）が行った非公開処分の取消しを求めるというものである。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 不服申立人に係る入院処置は、精神衛生法（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）の適正な運用を誤ったものである。
- (2) 不服申立人には法第 20 条に規定する保護義務者に該当する親族が存在しているにもかかわらず、市長が法第 21 条の規定により保護義務者となり、法第 33 条に規定する入院の同意をしたことは違法である。
- (3) 不服申立人の入院に係る事実を世間に公表し、広く知ってもらうためにも公文書の公開が必要である。

4 実施機関職員の説明要旨

実施機関職員の説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求のあった公文書について

請求のあった公文書の内容は、法第 21 条の規定に基づいて市長が保護義務者となることの可否及び法第 33 条に規定する入院に際しての市長が同意することの可否に関する決裁文書で、次の 4 つの文書であり、当該文書に記録されている主な情報は、次のとおりである。

ア 「決裁帳票」

収受年月日、回議年月日、押印者名など市長が保護義務者となることを稟議するための情報

イ 「精神衛生法第 21 条の規定に基づく市長の保護義務者の設定について」

個人の住所、氏名、生年月日、年齢、病名、市職員が行った個人の親族に関する調査内容などの情報

ウ 「保護義務履行申請書」

申請者名、個人の住所、氏名、生年月日、申請者が行った個人の親族に関する調

査内容、病名、診断した医師名などの情報

工 「精神病院入院同意書」

申請者名、個人の住所、氏名、性別、生年月日などの情報

(2) 非公開とした理由について

ア 上記のとおり決裁帳票を除く他の3つの文書に記録されている情報は、ほとんどが個人の住所、氏名、生年月日、病名などに関する情報であり、これらの情報は、個人生活事項について特定の個人が識別できるものであり、川崎市情報公開条例(昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。)第7条第1項第1号本文に該当するものである。また同号ただし書は、個人生活事項に関する情報であっても例外的に公開することができる情報について規定しているが、当該文書に記録されている情報は、同号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 今回の請求は、請求者(不服申立人)本人に関する公文書の閲覧等の請求であるが、本市の条例においては、本人が自己に関する情報に係る公文書の閲覧等を請求した場合であっても、個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている場合は、非公開とすることができるものである。

ウ 請求のあった公文書に記録されている情報は、大部分が個人生活事項について特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当し、したがってこれらを区分して閲覧等に供したとしても単に帳票の様式の公開と同様な効果が得られるにすぎないと判断したことから非公開としたものである。

5 審査会の判断

(1) 請求のあった公文書は、条例の施行の日前に作成し、又は取得している公文書であるが、条例附則第2項第2号イに規定されている人の身体及び健康に影響を及ぼす情報が記録されているので、条例の対象となる公文書に該当するものと認められるが、当該公文書に記録されている情報は、法第21条の規定に基づき市長が本人の親族等に代って保護義務者となるに当たって作成されたものであって、個人の戸籍的事項に関する情報(住所、氏名、生年月日、年齢、親族関係などの情報)及び個人の心身に関する情報(精神障害の有無、診断結果、病名、入院の必要の有無などの情報)である。これらの情報は、個人生活事項について特定の個人が識別される情報(以下「個人情報」という。)であり、公表を目的として作成されたものでも、また法令の規定により行われた許可等に相当する行為に際して作成されたものでもなく、条例第7条第1項第1号ただし書のいずれにも該当しないから、同号本文の規定により閲覧等を拒むことができる情報に当たるものと判断する。

(2) 川崎市の情報公開制度では、条例第7条第1項第1号に規定されているように、個

人情報については、同号ただし書のいずれかに該当するものを除いて、閲覧等を拒むことができるものとされている。すなわち、個人情報、本人からの自己情報の開示請求であっても、また本人からプライバシーを放棄して広く公開を求める請求であっても、原則として非公開とする建前が採られているのである。他の自治体の情報公開制度（大阪府、埼玉県、府中町、蒲原町など）では、自己情報の開示請求権を認めているところもあるが、川崎市の場合はこれを認めず、個人情報の保管ないし本人に対する開示の要否は、別に制定し、近く施行が予定されている川崎市個人情報保護条例（昭和 60 年川崎市条例第 26 号）の運用にまかせることにしているのである。

したがって、本件で閲覧等を求めているような個人情報は、たとえ本人からの請求であっても、原則として非公開と扱われるのであって、本件公文書を非公開としたことは妥当であると判断することができる。

- (3) なお、審査会は、閲覧等の請求があった公文書に記録されている情報について、実施機関が行った非公開（一部公開を含む。）の判断が妥当か否かについてのみ審査を行うものである。不服申立人が主張する精神衛生法の運用の適否は、非公開処分に対して異議申立てができる事項ないし当審査会に審査判断を求めることができる事項には該当しないものである。